

重要文化財千葉家住宅保存活用委員会要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

重要文化財千葉家住宅保存活用委員会要綱

(設置)

第1条 重要文化財千葉家住宅（以下「千葉家住宅」という。）の保存及び活用に関し必要な検討を行うため、重要文化財千葉家住宅保存活用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 千葉家住宅の保存及び活用に関し意見及び提言を述べること。
- (2) その他千葉家住宅の保存及び活用に必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、識見を有する者から市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会に必要があるときは、助言者等を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、遠野文化研究センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年4月26日から施行する。